

(案)

策定年月日 令和 年 月 日

新潟市西区地域の農業の振興に関する計画
(新潟市西区農業・農村振興計画)

令和7年 月

新潟県新潟市

目 次

1 趣旨（目的又は背景等）	
（1）新潟市の全体像	1
（2）西区の全体像	1
2 西区の概要	
（1）計画の対象区域	2
（2）西区の農業の現状（動向）と課題	2
農業・農村の課題	3
（ア）良好な農業生産基盤の整備・確保	3
（イ）経営感覚を持った意欲ある担い手への営農支援と多様な人材の確保・育成	3
（ウ）デジタル技術を活用した農業の効率化や生産性・収益性の向上	3
（エ）需要に応じた農産物の生産・販売体制の構築	3
（オ）市民と「食と農」のつながりの深化	4
（カ）農地の多面的機能の発揮とコミュニティの活力の創出	4
（3）西区の土地利用の現況等	4
（4）土地改良事業等の実施状況	5
（5）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況	5
3 西区の農業振興の方向及び方策等	
（1）地域の特性に応じた農業振興の方向	6
①意欲ある担い手の確保・育成	6
②地域として魅力ある集落環境の確立	6
③食と農への理解促進	6
（2）振興計画により目指す農業振興の方策	6
①新規就農者・農業を担う者等の確保・育成	6
②地域資源を活用しコミュニティの活力を創出	6
③－1 農業体験学習の推進	6
③－2 地産地消の推進	6
（3）市町村整備計画における関連事項	6
（4）振興計画の達成状況（定期的検証の結果）	7
4 西区の土地利用の方向	
（1）西区の現状	7
（2）西区の将来像	7
（3）土地利用の基本的なあり方	7
①農業を活かしたまちづくり	7
②農業生産基盤の整備・保全	7
③農用地の保全と活用	8
5 施設の種類の、位置及び規模並びに振興計画の要件	
（1）総括表	9
（2）施設調書	9
6 添付書類	
（1）計画の対象区域を示した図面	
（2）計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面（総括図）	
（3）計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面（総括図）	
（4）計画の定めた施設の位置及びその付近の土地利用状況を明らかにした図面（総括図）	

1 趣旨（目的又は背景等）

（1）新潟市の全体像

新潟市は、本州日本海側唯一の政令指定都市であり、都市としての高い機能を持つ一方で、里山や丘陵といった四季折々の姿を見せる豊かな自然環境に恵まれるとともに、日本一の面積を誇る水田を有している。

本市は、信濃川と阿賀野川の2つの大河に育まれた肥沃な越後平野のもとで、全国に誇る大農業都市として、他に類を見ない規模の農業基盤を有している。良好な営農条件を備えた農業生産基盤の整備・保全と生産体制の強化、販売力の向上を通じて、若者に選ばれ、農業、農村が元気になる「儲かる農業」を実現し、意欲ある担い手等の確保・育成により、持続可能な農林水産業を目指している。また、豊富な「食」と「農」の地域資源を最大限活用して、食、花に市民が触れ合う機会を拡大し、地域への誇りと愛着を育むことを目指している。

（2）西区の全体像

西区は、信濃川および関屋分水路以西に位置し、北西部には海岸砂丘地帯があり、南東部は平野となっており、豊かな穀倉地帯が、美しい風景を作り出している。区の面積は、94.00km²で市内全8区の中では5番目、新潟市の全面積（726.28km²）の約13%を占めている。また、鉄道路線や幹線道路沿いを中心に良好な住宅地が形成され、南側一帯には広大な農地が広がっており、都市部と農村部がバランスよく存在している。農業は稲作を主体としながら畑作も盛んであり、本市において農業の中心となる区の一つとして農業の振興と農村の活性化を図っている。

気象条件は、年間平均気温14.7℃、年間降水量は約1,850mmであり、日本海側特有の気象条件を示す。夏は高温多湿で南西の風が多く吹き蒸し暑く、冬は曇天が続き晴れる日は極めて少なく、強い北西の季節風が吹く日が多い。積雪はさほど深くなく、新潟県内においては小雪地帯に含まれる。また、台風の影響も少なく通過接近するのは年に1回程度である。

社会的経済条件としては、幹線道路沿いに多くの商業店舗や物流団地のほか、新たな工業用地が整備され、雇用機会の確保と地域経済の発展につながっている。農業分野では、稲作を主体としながら畑作も盛んで、国の地理的表示（GI）保護制度登録製品の「くろさき茶豆」や食と花の銘産品の「いもジェンヌ（さつまいも）」「新潟すいか」「やわ肌ねぎ」のほか、「赤塚の大根」などが県内外に知られて盛んに生産されている。一方、米価の低迷や農業就業者の減少・高齢化が進む中で意欲ある担い手の確保や、生産性の向上が課題となっている。

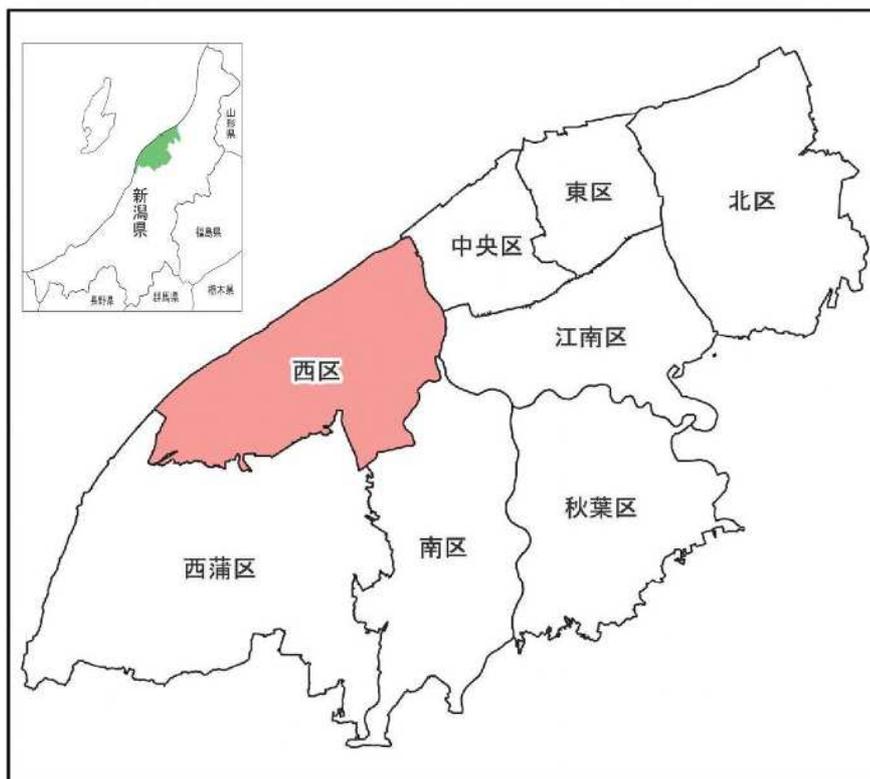
農用地区域は、南東部の平坦地と北西部の海岸部の砂丘地帯に位置している。平坦地では稲作主体であるが、枝豆などの園芸作物も盛んである。海岸部の畑作地帯においては、すいかなどの砂丘園芸が盛んであるが、基盤整備がほとんど行われていないため機械化への対応、労働生産性の向上が進まず、遊休農地化が懸念されていることから、自然条件、土地利用状況などを踏まえた基盤整備が求められている。農村地域については担い手不足が顕著で農家数が減少しており、新たに農業に取り組む者が確保育成されていない。これらの点を改善し、非農業的土地利用との調整を図りながら、農地保全と整備を図ることが大きな課題となっている。

以上の地域状況を踏まえたうえで総合的に農業を振興していくため、その基本的な方針と具体的な取り組みについて本計画に定めるものである。

2 西区の概要

(1) 計画の対象区域

西区の農業振興に関する計画の区域（令和6年7月現在の市域）



(2) 西区の農業の現状（動向）と課題

西区は、信濃川や佐潟など多くの水辺環境のもと、稲作を主体として畑作も盛んである。農家数は1,170戸、基幹的農業従事者数1,504人であり、うち65歳以上の割合は61.0%と他区と比較して最も少ない。また、経営耕地面積は3,650haで、そのうち田が2,896ha畑が746haであり畑の面積が市内で最も多く園芸品目の産地化が進んでいる。認知度を高めるため、「くろさき茶豆」や「いもジェンヌ」は関係団体と組織した協議会を通じて、首都圏や地元消費者に向けた一層の魅力発信等を進めていく。

また、西区産農産物を活用した「食」や「農」に触れ合うさまざまな体験を通して、都市と農村の交流と相互理解を促進し、区の一体感の醸成と地域への愛着を育む必要がある。

加えて、米価の低迷や農業就業者の減少・高齢化が進む中で、意欲ある担い手の確保や、生産性の向上が課題である。

このような現状を踏まえ、農業の高収益性や農地の高度利用、将来の農業の中心となる担い手の育成・確保、また恵まれた農業資源と農村環境の整備による活力ある農業・農村の実現に向けて、本地区が取り組むべき課題は以下のとおりである。

＜農業・農村の課題＞

(ア) 良好な農業生産基盤の整備・確保

豊かな暮らしを支える食と農を守るためには、意欲ある担い手が安定的に営農を継続できる環境を整え、持続可能な農業を実現する必要がある。農業者の高齢化や労働力不足が進行する中、農業の省力化・効率化によって収益力の向上を図るためには農地の大区画化・汎用化が欠かせない。良好な営農条件を備えた活用しやすい農地を確保することが望まれる。

本地区の農業の持続的な発展や農業者の効率的かつ安定的な農業経営を支えるため、農業生産基盤の整備・保全を一層推進するとともに、計画的に担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要がある。

(イ) 経営感覚をもった意欲ある担い手への営農支援と多様な人材の確保・育成

少子・超高齢社会が進展する中、農業における担い手確保は非常に大きな課題である。加えて後継者がいない農業者も増加しており、農地や農業技術の円滑な継承も、一層困難になると見込まれる。

一方で、農業法人等への就業機会の拡大も見られる。本地区においても地域の実情や雇用環境、関係者のニーズに応じたきめ細やかな支援体制が望まれる。

今後は、次世代を担う多様な人材を確保・育成するとともに、意欲ある担い手が、経営感覚を磨きながら、所得の向上や安定した経営により営農継続できる環境の整備を進め、若者に職業として選ばれる「農業」となることが必要である。

(ウ) デジタル技術を活用した営農の効率化や生産性・収益性の向上

少子・超高齢社会に適応し、現在の生産水準を維持していくためには、更なるデジタル技術の活用を通じた営農の省力化や効率化と合わせ、品質や収量の向上が求められる。

また、SDGs や持続可能な食料システムの構築に向けた国内外の動きが加速しており、農業においても、地域の環境、経済、食料の安定供給などへの配慮や貢献が求められている。しかし、デジタル技術を活用した新たな取組については、導入コストが大きい場合があり、農業経営の安定化の面では課題がある。

今後は、農業の持続可能な発展と「儲かる農業」を実現するため、スマート農業やデジタル技術の活用を加速化し、営農の省力化や効率化によって生産性や収益性の向上を図るとともに、農業現場のニーズに応じた環境にやさしい農業や資源循環型農業への取組を進めることが必要である。

(エ) 需要に応じた農産物の生産・販売体制の構築

本地区は、米以外にも、市内各地で野菜、花きなど多様な農産物の産地を形成し、地域の特性を活かした農業が展開されている。

しかし、園芸は手作業による労働集約的な品目も多いことから、労働力や後継者不足などへの対応が求められる。

今後は、消費者や食品関連産業などのニーズに応じた米や多様な農産物の生産を進めるとともに、園芸導入による経営の複合化、国内市場はもとより海外マーケットも視野においた販売体制の構築を進め、「生産」と「販売」を施策の両輪として推進し、意欲ある担い手が取り組んでいける持続可能な「儲かる農業」を実現する必要がある。

(案)

(オ) 市民と「食と農」のつながりの深化

本地区の直売所には地元の新鮮な農産物が並び、「食と農」に関わる多くの取組がなされており、多くの市民は地場産の農産物、食文化等に対して誇りと愛着を抱いている。

田園と都市が近接するという本地区の特色を活かし、市民の「食と農」や食文化への理解、地産地消を促すことで誇りや愛着を高めていくとともに、国内外と結ばれた高い拠点性を活かしながら豊富な地域資源の魅力を広く発信し、ブランド力の向上につなげることが必要である。

(カ) 農地の多面的機能の発揮とコミュニティ活力の創出

農業と農村は、食料の供給という役割だけでなく、農業生産活動を通じた農地や水路、農道など地域資源の適切かつ継続的な維持管理によって雨水の保水・貯留による洪水防止機能や水源かん養機能、また生態系の保全・良好な景観の形成といった多面的機能に加え、農村地域における地域コミュニティ維持の役割も果たしている。

しかし、近年の農村地域の高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また気候変動の影響により豪雨災害が頻発し各地に甚大な被害をもたらしており、集落の現状をふまえた持続可能な共同活動を通じ、魅力と活力にあふれた農村地域の維持・活性化を進めることが必要である。

(3) 西区の土地利用の現況等

西区は、北西部に海岸砂丘地帯があり、南東部は水田平野となっている。鉄道沿線や幹線道路沿いを中心に住宅地が形成され、幹線道路沿いには、物流基地の流通センターや多くの商業店舗が立地している。

また、新潟大学や新潟国際情報大学などの学術研究機関が複数立地している。

農用地は、地形・水利などの自然条件、農地の利用形態の状況等から地帯分類すると、砂丘地農業地区をA地区、水稲単作地区をB地区、水稲畑作地区をC地区、市街化地区をD地区として大別している。

A地区（砂丘地農業地区）は、砂丘地野菜による畑作が盛んな地区であるが、基盤整備の進んでいない地区でもある。

B地区（水稲単作地区）は、平坦な優良農地が広がっており、用排水条件も整っている。

C地区（水稲畑作地区）は、市街化区域に接する水田地帯であるが、基盤整備が進んでおり、水稲と枝豆中心の畑作が盛んな地区でもある。

D地区（市街化地区）は、市街化区域に挟まれた水田地帯であり、新たな農地の拡大は進まない地区であるものの、基盤整備が進んでいる。

西区の土地利用の現況

【西区】

農業振興地域面積

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場・事業 所用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和6年)	4,189.7	62.6	11.3	0.2	255.1 (0)	3.8 (0)	368.9	5.5	0.0	0.0	、869.3	27.9	6,694.3	100

(注) () 内は混牧林地面積と比率

(案)

(4) 土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	事業地区	事業施工者	受益面積(ha)	工期 (着工～完了年度)
国営かんがい排水事業	新川流域	農林水産省	19,778 ha	H18～H30
国営かんがい排水事業	新川流域 2 期	農林水産省	19,535 ha	H26～R9
県営かんがい排水事業 (併せ行う農地防災排水事業)	西蒲原排水 1～4 期	新潟県	16,459 ha	S62～R8
県営地盤沈下対策事業	西蒲原、西蒲原 2 期	新潟県	7,486 ha	H13～R4
県営地盤沈下対策事業	中ノ口川西部 1～5 期	新潟県	6,155 ha	R1～R35

(5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の状況

①西区における効率的かつ安定的に農業経営を営む者「以下、「認定農業者」とする。」に対する農用地の利用の集積の状況

西区の水田農業などが主である地域においては、近年、組織化、法人化が進むとともに、中心経営体への農地集積が進んでいる。しかし、集積された農地が広範囲に分散しているため効率的な営農が図られていない。

また、畑作農業が主である砂丘地域などにおいては、農産物価格の低迷や高齢化などにより、担い手不足が深刻化している。

今後は、地域計画を活用することにより、農地の集積や集約化を推進し、地域内外の担い手などが規模拡大や新規参入しやすい条件を整えるとともに、遊休農地化の防止を図る。

②西区における認定農業者に対する農用地の利用の集積の面積

		令和 6 年 3 月現在
認定農業者		587 経営体
	うち法人	25 法人
農用地利用集積面積		2,912.53ha

3 西区の農業振興の方向及び方策等

(1) 地域の特性に応じた農業振興の方向

① 意欲ある担い手の確保・育成

- ・西区の農業を振興するため、生産技術の課題解決や高度な栽培機械の導入などを促進するとともに、多様な担い手の確保・育成を進める。

② 地域として魅力のある集落環境の確立

- ・集团的優良農地を確保しつつ、農村の生活環境施設の整備を推進することで、活力ある地域社会の構築を目指す。

③ 食と農への理解促進

- ・市民が食と農に触れ、親しみ、学ぶことができる場を提供するなど農業体験を通じて地域への誇りと愛着を育む取組を進める。
- ・西区産農産物の消費拡大につなげるため、地場産食材の活用や地産地消を進める。

(2) 振興計画により目指す農業振興の方策

① 新規就農者・農業を担う者等の確保・育成

- ・新規就農者の栽培技術向上をはじめ、経営安定化の実現のため、相談対応などの支援を行う。
- ・担い手が自信と誇りをもって営農を続けられる環境づくりを進めるとともに、経営の多角化や水田農業と園芸による経営の複合化など、経営の安定化に向けた取り組みを推進する。

② 地域資源を活用しコミュニティの活力を創出

- ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の継承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を支援する。

③-1 農業体験学習の推進

- ・学校などで行う農業体験学習を支援することで、子どもたちの農業や食に対する理解を深め、ふるさとへの愛情や誇り、生きる力を培うとともに、農業が将来の職業選択の選択肢のひとつとなるよう努める。

③-2 地産地消の推進

- ・消費者が購入・消費できる機会を増やすことで、地産地消に向けた機運醸成を図る。
- ・多彩で豊富な西区産農産物の認知度向上を図るため、消費者向けの販売促進イベントやPRを行い、生産振興と地域の活性化につなげる。

(3) 市町村整備計画における関連事項

- ・第2 農業政策基盤の整備開発計画
- ・第3 農用地等の保全計画
- ・第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合利用の促進計画
- ・第5 農業近代化施設の整備計画
- ・第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- ・第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ・第8 生活環境施設の整備計画

<p>(4) 振興計画の達成状況（定期的検証の結果） （定期的検証を行い、検証後記載）</p>

4 西区の土地利用の方向

(1) 西区の現状

西区は、流通センター及び新潟西バイパス整備や土地区画整理事業などとともに流通業をはじめとする商工業が発展してきたことから、商工業等用地、店舗、住宅用地の需要が高くなっている。

農用地区域は市街化区域を取り囲む形になっていて、農村地域の混在化による生産環境の悪化も見られる。市街化拡大との調整を図りながら農地保全と整備を図ることが大きな課題となっている。

(2) 西区の将来像

本地区区にあっては、他産業への依存による農業就業者の減少、出生率の低下及び農家子弟の都市への流出、高齢化による年少人口の減少などにより、地域社会の活力やコミュニティ機能の低下が懸念される。加えて、農家戸数、農業者数が年々減少し、担い手確保などの課題もあり、今後は更に離農が進むことが予測される。

また、西区産農産物の認知度向上のため、販路と消費の拡大、農業を学ぶ場・体験の場を提供し農業への理解促進のための取り組みが必要となる。

西区将来推計人口

西区計	令和2年 (実績値)		令和7年 (推計値)		令和12年 (推計値)		令和27年 (推計値)	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	160,656	-	162,445	-	161,013	-	140,380	-
14歳以下	19,178	11.9	18,519	11.4	17,711	11.0	15,115	10.8
15～64歳	94,898	59.1	95,518	58.8	94,354	58.6	77,888	55.5
65歳以上	46,580	29.0	48,408	29.8	48,948	30.4	47,377	33.7

(3) 土地利用の基本的なあり方

①農業を活かしたまちづくり

- ・ 田園環境や景観、農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、地域資源を良好に保つ地域の取組を進める。
- ・ 市民が農業に触れる機会を創出し、都市と農村の交流や相互理解を促進する。
- ・ 西区産農産物の消費拡大につなげるため、地場産食材の活用や地産地消を進める。

②農業生産基盤の整備・保全

(ア) 優良農地の整備促進

- ・ 意欲ある担い手への農地の集積・集約化による営農の効率化や生産性の向上を図るため、農業者をはじめ農地中間機構等とも連携し、農地の大区画化や水田の汎用化を推進する。
- ・本地区の平坦地は、園芸作物への転換による水田農業の高収益化を推進するため、排水施設の改修整備を順次行い、集团的優良農用地として維持・確保していくものとし、効率的な利用を推進し生産性の向上を図る。

(案)

(イ) 基幹的な農業水利施設の整備・保全

- ・基幹的な農業水利施設の機能を安定的に発揮させ次世代に継承していくため、施設の機能診断・機能保全計画に基づいた計画的な補修や更新など既存施設の長寿命化対策を推進する。
- ・地域の農業の現状及び今後の展開方向等を十分勘案しつつ、農業用水の効率的な安定供給や排水条件の改良など高度な水管理を実現するため、計画的な農業水利施設の整備を推進する。

③農用地の保全と活用

- ・現在利用されている農地について、計画的に担い手へ集積・集約化を進めることで生産性の向上を図り、将来にわたって農地として維持・活用する取組を進める。
- ・担い手の確保や農地集積、農業生産基盤の整備を進めるとともに、意欲ある担い手への農地情報の提供を行うことで、遊休農地の発生予防に努める。
- ・本地区の海岸部の砂丘地帯は、基盤整備がほとんど行われていないため、機械化への対応、労働生産性の向上が進まず、遊休農地化が懸念されている。この地帯で作付けされているのは砂丘園芸作物であることから、自然的条件、土地利用状況などを踏まえた基盤整備が求められている。また、稲作偏重の経営から園芸作物への転換や複合経営の推進に重要な位置を占める地域であることから、農道、耕作道の整備やかんがい施設などの整備とすいかやさつまいもなどの特色ある砂丘地の農業振興に努める。

これらの施策の展開については、農用地区域における優良農地の保全という基本理念により、無秩序な開発を避けるものである。そのうえで、農業・土地改良施設に与える支障の有無や開発地域の農村の状況、他法令との調整・位置づけなどを総合的に検証し、農村づくりにつながるやむを得ない施設について、その立地を支援していく。

(案)

5 施設の種類、位置及び規模並びに振興計画の要件

(1) 総括表

① 本計画に位置付ける施設

振興計画による方策	施設種類番号	施設の種類	施設の位置	施設の用に供する土地の規模	
					うち農用地区域
①	1	病院駐車場（拡張）	新潟市西区黒鳥字本田 2380 番	952 m ²	952 m ²
②	2	認定こども園駐車場（拡張）	新潟市西区黒鳥字下天保 5912 番	115 m ²	115 m ²

(2) 施設調書

別紙のとおり

6 添付資料

(1) 計画の対象区域を示した図面

- ・ 新潟市西区農業振興地域整備計画土地利用計画図（付図 1 号）

(2) 計画の対象区域内の土地の農用地区域の指定状況を示した図面（総括図）

- ・ 新潟市西区農業振興地域整備計画土地利用計画図（付図 1 号）

(3) 計画の対象区域内における土地改良事業等の実施状況を示した図面（総括図）

- ・ 新潟市西区農業振興地域整備計画農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- ・ 新潟市西区農業振興地域整備計画農用地等保全整備計画図（付図 3 号）

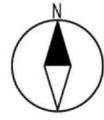
(4) 計画の定めた施設の位置及びその付近の土地利用状況を明らかにした図面（総括図）

- ・ 施設位置図（新潟市西区農業振興地域整備計画土地利用計画図（付図 1 号））

付図1号

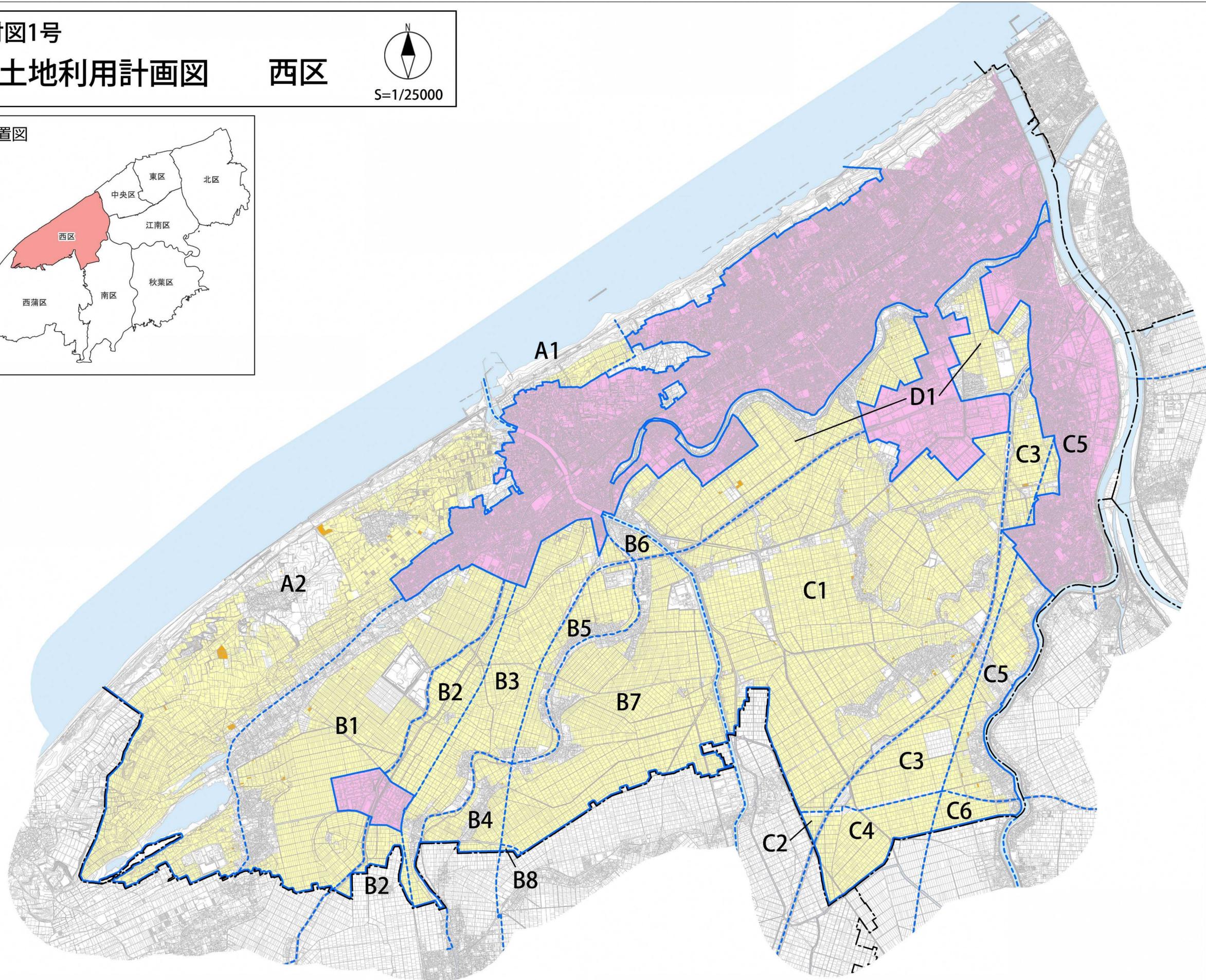
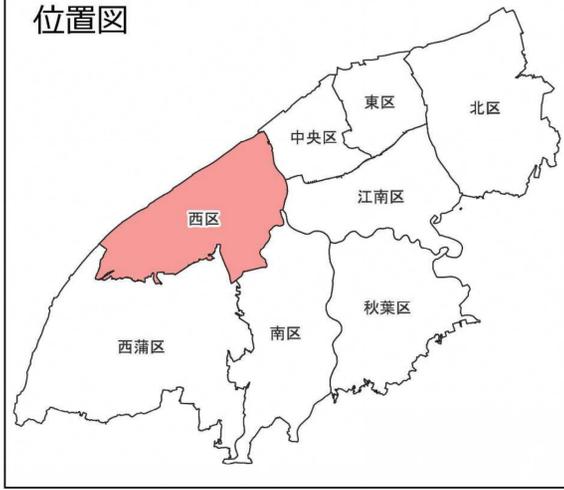
土地利用計画図

西区



S=1/25000

位置図



凡 例	
	行政区界
	農業振興地域界
	地区区域界
	農振農用地
	採草放牧地
	農業用施設用地
	用途区域

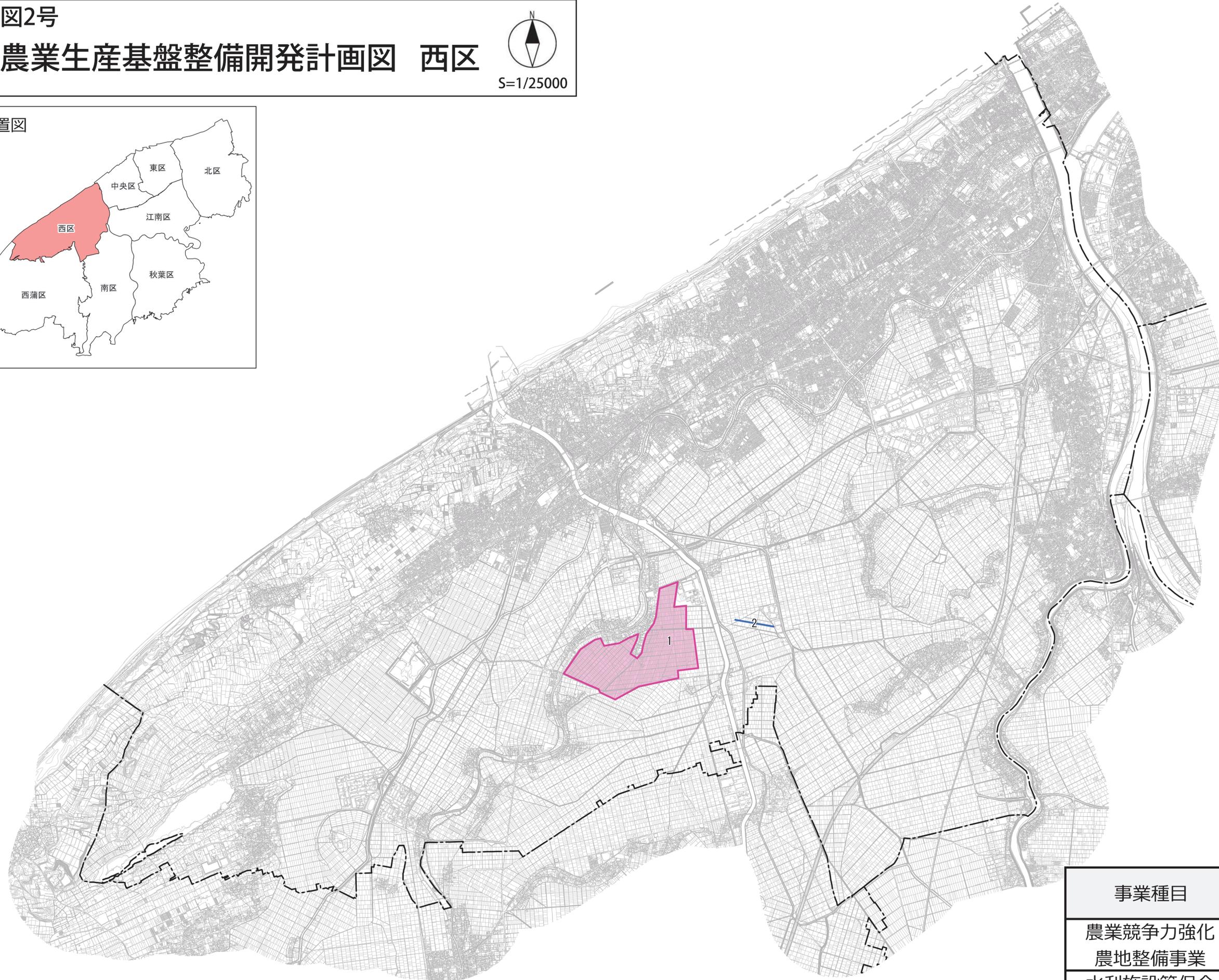
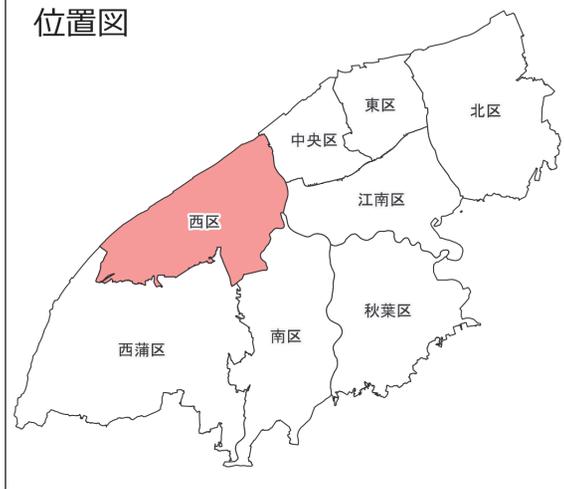
付図2号

農業生産基盤整備開発計画図 西区



S=1/25000

位置図



事業種目	地区	対図番号
農業競争力強化 農地整備事業	笠木	1
水利施設等保全 高度化事業	西蒲原北9	2

付図3号

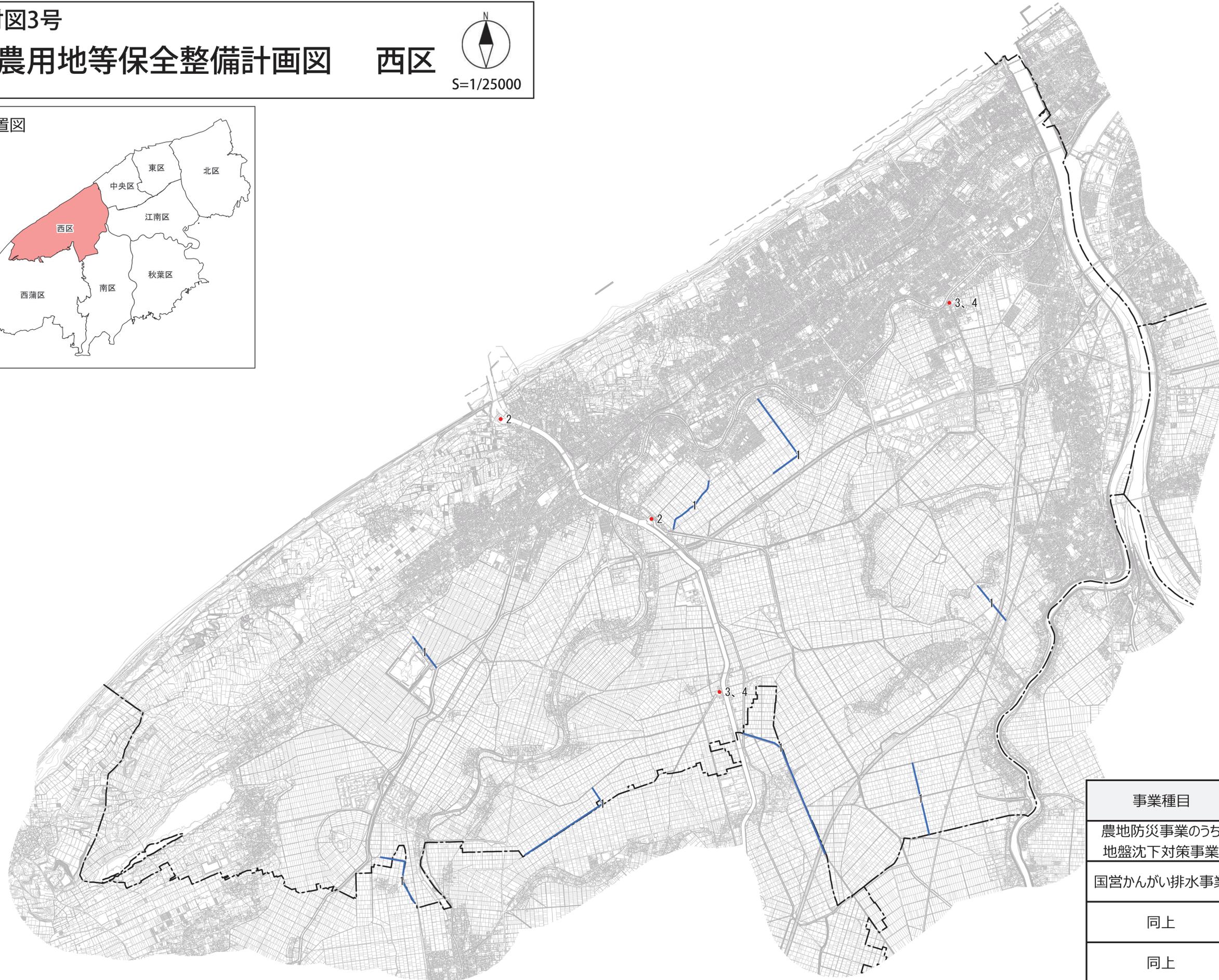
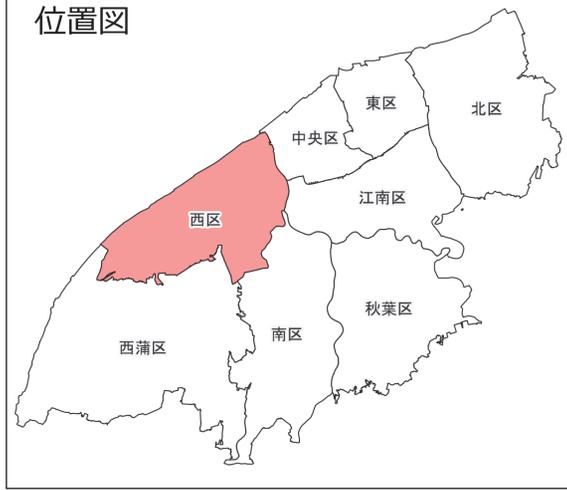
農用地等保全整備計画図

西区



S=1/25000

位置図



事業種目	地区	対図番号
農地防災事業のうち 地盤沈下対策事業	中ノ口川 西部	1
国営かんがい排水事業	新川流域	2
同上	西蒲原排水	3
同上	新川流域 2期	4
多面的機能 支払交付金事業	西区内	-

(別紙) 施設調書

(施設番号：1)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	病院駐車場（拡張）
施設の位置	新潟市西区黒鳥字本田 2380 番
施設の用に供する土地の規模（㎡）	952 ㎡
施設建設の開始予定時期	令和 7 年

2 施設の建設に係る土地の状況

(1) 施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

当該開発予定地を含む農用地区域は、市街化区域に接する水田地帯であるが、水稻とえだまめ中心の畑作が盛んである。

当該開発予定地について、北側は水路を挟んで農用地区域、残る 3 辺は病院敷地に接しており、周辺の農地と分断されている。周辺の土地利用の状況は水田及び野菜作付け畑として利用されている。

(2) 施設の用に供する土地

①現状地目別面積

(単位：㎡)

	農 地			採草 放牧 地	農業用施 設用地	山林 原野	雑種地	その他	計
	田	畑	樹園地						
施設の用に供する土地の規模（面積）	952	952	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	952
うち農用地区域	952	952	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	952
うち農振農用地区域からの除外面積	952	952	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	952

②内訳

土地の所在・地番	現状地目	面積（㎡）	農用地区域内外の別	土地改良事業等受益の有無
新潟市西区黒鳥字本田2380番	田	952	内	有
合 計		952		

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	事業地区名	事業施工者	全体受益面積 (ha)	うち施設の用に供する土地の面積 (㎡)	工 期 (着工年度～完了年度)	土地改良事業等の施工者等との調整内容又は調整に基づき行った行為の内容
国営かんがい排水事業	新川流域	農林水産省	19,778	952	H18～H30	西蒲原土地改良区との書面協議により支障のないことを確認済み。 令和 7 年 1 月 6 日西（計）第 1432 号 内容：事情やむを得ないものと認め別段支障ありません。
国営かんがい排水事業	新川流域 2 期	農林水産省	19,535	952	H26～R9	北陸農政局新川流域農業水利事業所との書面協議により支障のないことを確認済み。 令和 7 年 1 月 15 日 6 陸新第 130 号 内容：事業に及ぼす影響は軽微なものであり、やむを得ないものと思われま。
県営かんがい排水事業 (併せ行う農地防災排水事業)	西蒲原排水 1～4 期	新潟県	16,459	952	S62～R8	新潟地域振興局農林振興部との書面協議により支障のないことを確認済み。 令和 7 年 1 月 17 日新振農第 8032 号
県営地盤沈下対策事業	西蒲原, 西蒲原 2 期	新潟県	7,486	952	H13～R4	
県営地盤沈下対策事業	中ノ口川西部 1 期～5 期	新潟県	6,155	952	R1～R35	

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

・地産地消の推進

施設では入院患者への食事において、病院で作成した献立に基づいて食材の仕入れを行っているが、既存駐車場の駐車スペース不足により、駐車スペース外への駐車が頻発し通路が狭くなり、病院食の食材搬入時には接触事故が発生しかねない状態である。今後、施設駐車場を拡張することで、通路まであふれていた危険な駐車状況が解消され、食材をトラックで搬入する際の安全性が確保されるとともに、計画的に西区農産物を献立に取り入れる取り組みを進めることで、計画的な西区産農産物の食材供給が確保され、農業振興に寄与する。加えて、地元農家が規格外農産物を病院職員向けに訪問販売する取り組みも継続することで、農業者の販路の一つとして所得向上に寄与する。

また、地元に着した施設であることから、施設の駐車場や施設内に西区が主催する西区産農産物の販売促進イベント情報などを掲示し、地域住民や訪問者に西区産農産物のPRを行うことにより、西区の農業の理解と地産地消の推進に寄与する。

・意欲ある担い手等の確保・育成

施設は農村集落の中央に位置し、当該施設は地域の医療と介護の重要な役割を担っているものの、老人ホームが新設されたことによる既存駐車場の駐車スペース不足といった課題を抱えている。また、高齢化が進み今後ますます医療・介護を必要とする農家世帯が増えることが予想されると同時に家族の介護により農業従事時間の確保が困難となり、農業従事者不足が生じることが懸念される。

施設の既存駐車場では駐車スペース不足により、駐車スペース外への駐車が頻発し通路が狭くなり、接触事故が発生しかねない状態である。駐車場を拡張することにより、通路まであふれていた危険な駐車状況が解消されることで、新設された老人ホームが安全に利用でき、また入院患者の付き添いにかかる負担も緩和されることから、農業従事時間の確保が期待できる。

さらに、農村集落の機能向上につながり、集落の活性化・新規参入も図られることにより、意欲ある担い手等の確保に寄与する。

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の要件の判断

(1) ①農業委員会の意見の要旨(イの要件)

(照会) 令和6年12月23日 新西農第644号

(回答) 令和6年12月24日 新農委西第198号の2

②農業委員会の意見の振興計画への反映の内容(イの要件)

回答内容には、振興計画へ反映する事項はない。

(2) 住民への意見公告

①縦覧日及び縦覧方法(ロの要件)

【公告日】

令和7年1月29日

【縦覧期間】

自 令和7年1月29日から

至 令和7年2月28日まで

【縦覧場所】

新潟市役所

農林水産部	農林政策課	(新潟市中央区古町通7番町1010番地)
北区役所	産業振興課	(新潟市北区東栄町1丁目1番14号)
江南区役所	産業振興課	(新潟市江南区泉町3丁目4番5号)
秋葉区役所	産業振興課	(新潟市秋葉区程島2009番地)
南区役所	産業振興課	(新潟市南区白根1235番地)
西区役所	農政商工課	(新潟市西区寺尾東3丁目14番41号)
西蒲区役所	産業観光課	(新潟市西蒲区巻甲2690番地1)

②意見の要旨（ロの要件）

公告後記載

③意見の処理結果（ロの要件）

公告後記載

（3）振興計画との定期的な検証（ハの要件）

①検証の時期

振興計画が定められた年月の翌年月から毎年当該月に実施する。

②検証の方法

振興計画の目標達成に向けて、当該施設が及ぼす効果について、事業者に対し西区産農産物の年間提供回数を照会し状況を確認のうえ検証する。

③客観性の確保の方法

検証にあたり、新潟市農業委員会西区部会、新潟かがやき農業協同組合、西蒲原土地改良区に対し意見照会を行う。

④検証結果の公表

関係機関に意見照会した後、検証の結果について市ホームページにより公表を行う。

⑤検証後講ずる措置

検証の結果、振興計画の目標達成に向け、必要に応じ調整を図る。

⑥検証結果の振興計画への反映

検証の結果、必要に応じ振興計画の変更を行う。

（4）農用地区域から除外される土地の規模の妥当性（ニの要件）

施設では、老人ホームが新設されたことによる既存駐車場の駐車スペース不足により、駐車スペース外への駐車が頻発し通路が狭くなり、病院食の食材搬入が円滑に行えない状態となっており、また、病院や老人ホームの利用者と食材搬入業者との接触事故の発生も懸念されている。計画的な西区産農産物の食材供給を確保するためには、通路まであふれている危険な駐車状況を解消する必要がある。

駐車場を拡張することにより、通路まであふれていた危険な駐車状況が解消されることで、計画的な西区産農産物の食材供給が確保されるとともに、新設された老人ホームが安全に利用でき、また入院患者の付き添いにかかる負担も緩和されることから、農業従事時間の確保が期待できる。

現在施設の駐車場は178台分であるが、必要台数は258台（病院職員用110台、病院利用者用78台、老人ホーム職員60台、老人ホーム利用者10台）であり53台不足し、通路等を含めると不足面積は952㎡（不足台数分625㎡、通路等327㎡）となる。

病院職員、病院利用者、老人ホーム職員、老人ホーム利用者の想定駐車場台数を収容しうる必要最小限の面積で整備を行うことから妥当である。

（5）①農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性（ホの要件）

【必要性】

申出法人は、地域で医療・介護の両方を必要とする方のための施設である。現状、既存の駐車スペースに駐車できない利用者が、車用通路に駐車してしまうことがあり、車と歩行者の動線が混在し危険な状況であることから、駐車場の増設が急務となっている。

また、敷地内に有料老人ホームが新設され、従事者及び利用者（面会者含む）が使用する駐車スペースの確保も必要となっている。

【妥当性】

今回農用地区域内で整備を行う駐車場は、病院職員、病院利用者、老人ホーム職員、老人ホーム利用者、面会者の想定台数の駐車場で、地域の医療・介護施設の利便性向上とともに、食材搬入業者の搬入円滑化による計画的な西区産農産物の食材供給を図るため整備を行うもの

である。農用地区域の縁辺部にあり、一団の土地から分断され、将来的にも優良農地として活用しがたい農地を農業・農村の振興に必要なものとして有効活用するものであり、妥当である。

【規模の妥当性】

上記（４）農用地区域から除外される土地の規模の妥当性（二の要件）により、病院職員、病院利用者、老人ホーム職員、老人ホーム利用者の想定駐車台数を収容しうる必要最小限の面積で整備を行うことから妥当である。

②農用地区域外の土地をもって代えることが困難な理由（ホの要件）

駐車場から施設利用者が徒歩で5分程度（60m/min）の距離として、病院より概ね半径300m程度の範囲で代替地の調査を行ったが、農用地区域外の農地及び空き地については地権者から協力を得られず、代替え地は見当たらないため、農用地区域外の土地をもって代えることは困難と認められる。

（６）地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ（への要件）

①地域計画に定める農作物の生産振興や産地形成への支障

当該土地は地域計画の区域内の土地ではない。

②地域計画の区域内において農業を担う者等に係る土地の農用地等以外への用途変更

当該土地は地域計画の区域内の土地ではない。

③地域計画に定める農用地の利用の集積・集団化に関する目標への支障

当該土地は地域計画の区域内の土地ではない。

（７）（６）のほか、周辺土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響（トの要件）

①農用地の集団化への支障

申出地は、隣接する3辺が白地であり、残る1辺も水路であることから、周辺の農地からは分断されており、周辺農用地への集団的土地利用に与える影響はない。

②高性能機械による営農に対する支障

農道等の改廃はないため、周辺農地への乗り入れ及び高性能機械による営農への支障はない。

③効果的な病虫害防除等に対する支障

当該地周辺では集団防除は行っていないため、病虫害防除等に影響はない。

④農業生産基盤整備事業への支障

当該地は、実施中の農業生産基盤整備事業があるが、関係する土地改良施設管理者および新川流域農業水利事業所と協議し、受益地からの除外を報告予定。

⑤共同利用施設（又は近代化施設）への支障

当該地周辺には、共同利用施設又は近代化施設がないことから支障はない。

⑥農地流動化施策への支障

申出地は、流動化を促進する事業の施行や計画はないことから支障はない。

⑦周辺の営農への支障

当該開発による駐車場整備により、周辺農地及び営農活動に支障がないよう、周辺営農へ十分配慮することから、支障はない。

⑧農業振興施策実施者など関係団体等との調整

農業委員会、土地改良区、農協等関係団体の意見を聴取し、農業上の利用に支障が生じないよう調整する。

（８）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に与える影響（チの要件）

①認定農業者等の農業経営への支障

申出地には認定農業者の経営地は含まれていないことから影響はない。

②認定農業者等の経営地の集団化への支障

申出地には認定農業者の経営地は含まれていないことから影響はない。

(9) 土地改良施設の有する機能に与える影響（リの要件）

①施設建設後の土地改良施設の有する機能への支障

雨水は現在病院で使用している放流口と同一の放流口から排水を行うため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはない。

②施設建設中の土地改良施設の有する機能への支障

敷地造成にあたっては、土地改良施設に影響がないよう十分配慮するため、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはない。

③土地改良施設管理者、排水審査者など関係団体等との調整

ア 西蒲原土地改良区へ意見照会

（内容）事情やむを得ないものと認め別段支障ありません。

イ 新潟県新潟地域振興局農林振興部へ意見照会

（内容）農業振興地域整備計画の変更に係る事業調整事務手続きに当たっては、平成 31 年 4 月 1 日付け農計第 5 号新潟県農地計画課長通知により、事業調整を行ってください。

(10) 面的事業の受益地の有無（ヌの要件）

- ・面的整備事業において、事業完了の翌年度から 8 年未経過の事業はない。
- ・県営地盤沈下対策事業については、防災事業であることから、8 年未経過の土地改良事業には含まれない。

(11) 土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無（ルの要件）

農地中間管理権が設定されている土地ではないため影響はない。

(12) 施設の建設等に係る事業の開始見込み（ヲの要件）

農振除外後、農地法第 5 条許可及び都市計画法第 29 条許可次第、速やかに着工する予定である。

(13) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分見込み（ワの要件）

①農地法

新潟市農業委員会西区部会に意見照会

（内容）農振除外後の農地区分は第 1 種農地であるが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の 2 分の 1 を超えない計画であることから、不許可の例外に該当する。

②都市計画法

新潟市西区建設課に意見照会

（内容）建築物の建築を伴わない敷地拡張の場合は、質の変更に該当しないため、開発行為に該当いたしません。建築物の建築を伴う場合は、開発行為に該当しますので、西区建設課へ別途協議をお願いします。

③文化財保護法

新潟市文化スポーツ部歴史文化課に意見照会

（内容）意見照会のありました下記の土地は、いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しておりません。今回の変更に係る文化材保護上の取扱いは不要です。

新潟市西区黒鳥字本田 2380 番, 952 m²

(14) 土地改良事業等施行者の同意（カの要件）

土地改良事業名	土地改良事業等施工者
国営かんがい排水事業 新川流域 2 期 H26～R9	北陸農政局新川流域農業水利事業所の同意 令和 7 年 1 月 15 日 6 陸新第 130 号
県営かんがい排水事業（併せ行う農地防災排水事業） 西蒲原排水 1～4 期 H26～R8	新潟地域振興局農林振興部の同意 令和 7 年 1 月 17 日 新振農第 8032 号

5 施設調書に係る添付書類

(1) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の要件に関する書面等

- ①新潟市農業委員会西区部会の意見（要件イ・ワ）
- ②新潟かがやき農業協同組合の意見（要件ト）
- ③西蒲原土地改良区の意見（要件ト・リ・ヌ）
- ④新潟地域振興局農林振興部の意見（要件ト・リ・カ）
- ⑤北陸農政局新川流域農業水利事業所の意見（要件カ）
- ⑥新潟市西区建設課の意見書（要件ワ）
- ⑦新潟市文化スポーツ部歴史文化課の意見書（要件ホ）

(2) 添付資料（図面等）

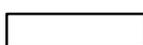
- 添付資料① 農用地区域の変更に係る図面（変更箇所詳細図）
- 添付資料② 施設の用に供する土地の区域内的の配置計画図（平面図）
- 添付資料③ 面積規模の算定根拠
- 添付資料④ 位置選定経過書，経過図

変更箇所詳細図



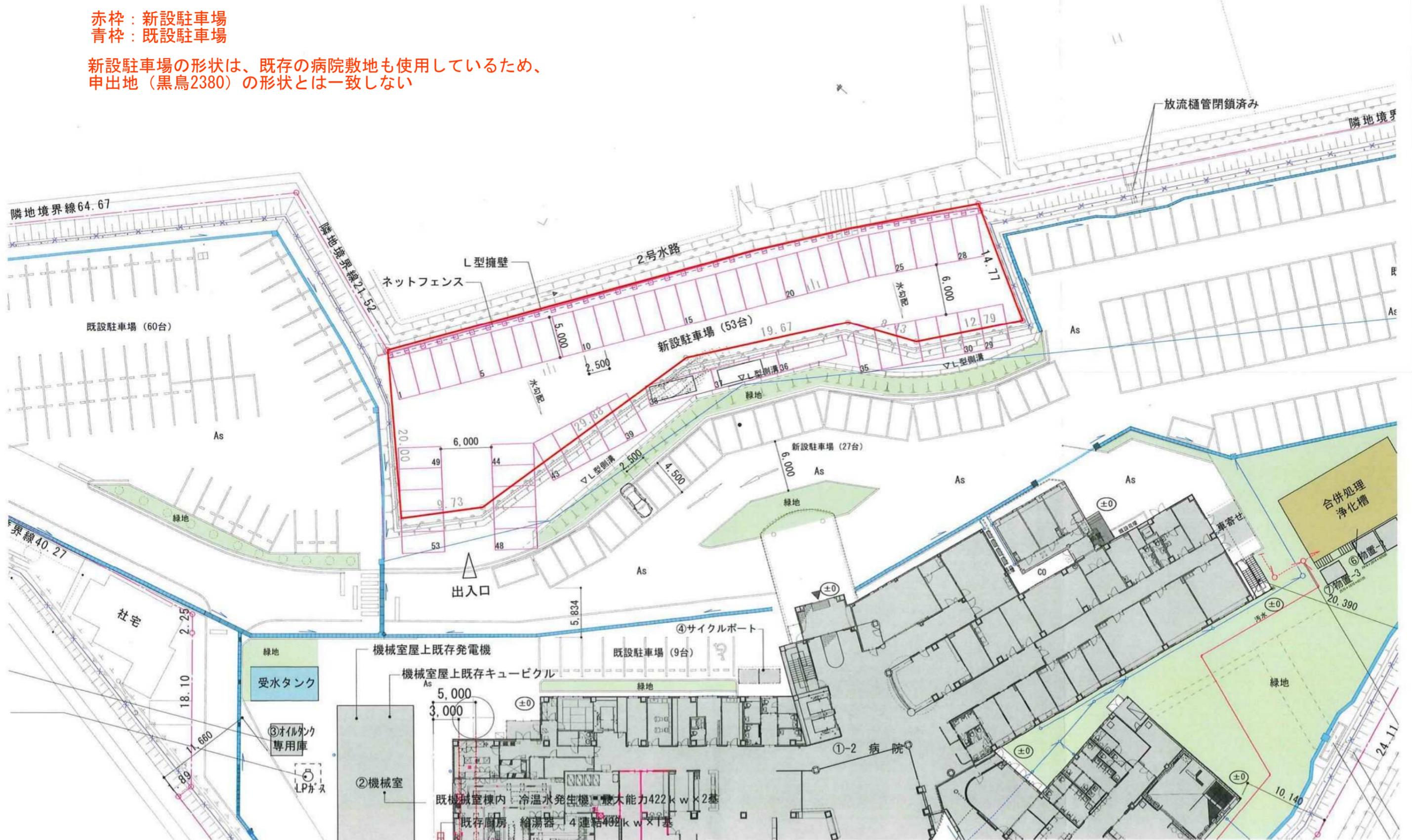
変更箇所

凡例

-  変更箇所
-  農用地区域
-  農用地区域以外
-  農業用施設用地

赤枠：新設駐車場
青枠：既設駐車場

新設駐車場の形状は、既存の病院敷地も使用しているため、
申出地（黒鳥2380）の形状とは一致しない



黒埼病院駐車場拡張規模算定根拠

1. 既存駐車場の整備状況

現在 178 台分の駐車スペースがあり、病院職員用として 110 台（120 名、内最大同時利用 110 台）、残りの 68 台分は、利用者（外来患者・面会者）用として使用している。

2. 既存駐車場における課題

既存駐車場台数が不足しているため、利用者は駐車場内通路に駐車していることから歩行者の安全を確保できない状況である。

また、有料老人ホームも新設され、従事する職員（80 名、内最大同時利用 60 台）および利用者（面会者含む）分駐車スペース（78 台）が必要であり、既存駐車場では 80 台不足している。

【駐車場利用状況】

外来患者・面会者	78 台
病院職員（120 名、最大同時利用 110 台）	110 台
新設有料老人ホーム利用者（面会者含む）	10 台
新設有料老人ホーム職員（80 名、最大同時利用 60 台）	60 台
計	258 台

※既存駐車場 178 台－利用台数 258 台＝80 台不足

3. 敷地内駐車場整備について

既存の敷地内において、27 台分の駐車スペースを新設する予定であるが、不足分を補うことはできず、53 台分が不足する。

【駐車場整備計画】

	現状			整備後		
	台数	利用台数	不足	台数	利用台数	不足
既存駐車場	178 台	258 台	80 台	178 台	258 台	53 台
新設駐車場（敷地内）				27 台		
計	178 台	258 台	80 台	205 台	258 台	53 台

4. 駐車場拡張規模算定

不足する駐車台数を確保するために 53 台の駐車場拡張整備を行うが必要面積としては下記のとおりである。

【駐車場面積算定】

用途	1 区画 (m)	面積 (㎡)	台数 (台)	合計面積 (㎡)	うち開発予定地内面積
①駐車場	2.5×5.0	12.5	53	662.5	625
②通路等					327
計					952

上記【駐車場面積算定】より、駐車場拡張整備について、952 ㎡の面積が必要である。

添付資料④

位置選定経過

(1) 立地条件

- ・直線で300m以内の土地であること。
- ・周辺農地の農業上の効率的な利用に支障がないこと。

(2) 位置選定経過（位置選定経過図別添）

ア 市街化区域内

立地条件に該当する土地なし（市街化区域は病院から遠すぎるため）

イ 農業振興地域内の農用地区域以外の土地内

候補地	候補地概要		選定経過	選定の結果
1	所在	新潟市西区黒鳥字本田 2446	白区域であり、既存施設からも近いが、 耕作者の営農意欲が強いことから所有者の 同意を得られず、断念した。	不可
	地目	雑種地		
	面積	509 m ²		
2	所在	新潟市西区黒鳥字本田 2379	白区域であり、既存施設からも近いが、 所有者である共有地組合総代に交渉したと ころ、「元火葬場であり、関係者の心情を 慮ると現況を著しく変容させることには同 意できない」との回答があり、断念した。	不可
	地目	火葬場		
	面積	1229 m ²		
3	所在	新潟市西区黒鳥字本田 2180-7	白区域であり、既存施設からも近いが、 現在「畑」として利用されており、所有者 の営農意欲が強いことから同意を得られ ず、断念した。	不可
	地目	池沼		
	面積	963 m ²		
4	所在	新潟市西区黒鳥字本田 2180-8、2181-1	白区域であり、既存施設からも近いが、 耕作者の営農意欲が強いことから所有者の 同意を得られず、断念した。	不可
	地目	田、池沼		
	面積	1530 m ²		
5	所在	新潟市西区黒鳥字高分 254、259	白区域であり、既存施設からも近いが、 現在「畑」として利用されており、耕作者 の営農意欲が強いことから所有者の同意を 得られず、断念した。	不可
	地目	池沼		
	面積	435 m ²		
6	所在	新潟市西区黒鳥字高分 245、248-1、250-1	白区域であり、既存施設からも近いが、 現在「畑」として利用されており、所有者 の営農意欲が強いことから同意を得られ ず、断念した。	不可
	地目	池沼		
	面積	532 m ²		

ウ 農用地区域内

候補地	候補地概要		選定経過	選定の結果
7	所在	新潟市西区黒鳥字本田 2380	既存施設の隣接地であるため一体として利用が可能な土地である。 また、3 辺が白地に隣接するうえ、残る 1 辺も水路であり、農地に接続していないことから、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障がないと考えられるため、選定した。	選定
	地目	田		
	面積	952 m ²		

位置選定図



(別紙) 施設調書

(施設番号：2)

1 施設の種類、位置、規模等

施設の種類	認定こども園駐車場（拡張）
施設の位置	新潟市西区黒鳥字下天保 5912 番
施設の用に供する土地の規模（㎡）	115 ㎡
施設建設の開始予定時期	令和 7 年

2 施設の建設に係る土地の状況

(1) 施設の用に供する土地の周辺の土地利用の状況

当該開発予定地を含む農用地区域は、市街化区域に接する水田地帯であるが、水稻とえだまめ中心の畑作が盛んな地区でもある。

当該開発予定地の北側は認定こども園職員駐車場に接し、西側は道路、南・東側は住宅に接している。周辺の土地利用の状況は、農村集落や野菜作付け畑として利用されている。

(2) 施設の用に供する土地

①現状地目別面積

(単位：㎡)

	農 地			採草 放牧 地	農業用施 設用地	山林 原野	雑種地	その他	計
	田	畑	樹園地						
施設の用に供する土地の規模（面積）	115	0.0	115	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	115
うち農用地区域	115	0.0	115	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	115
うち農振農用地区域からの除外面積	115	0.0	115	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	115

②内訳

土地の所在・地番	現状地目	面積（㎡）	農用地区域内外の別	土地改良事業等受益の有無
西区黒鳥字下天保5912番	畑	115	内	有
合 計		115		

(3) 施設の用に供する土地に関する土地改良事業等の実施状況

土地改良事業名、事業の種類等	事業地区名	事業施工者	全体受益面積 (ha)	うち施設の用に供する土地の面積 (㎡)	工 期 (着工年度～完了年度)	土地改良事業等の施工者等との調整内容又は調整に基づき行った行為の内容
国営かんがい排水事業	新川流域	農林水産省	19,778	115	H18～H30	西蒲原土地改良区との書面協議により支障のないことを確認済み。 令和 7 年 1 月 6 日西（計）第 1432 号 内容：事情やむを得ないものと認め別段支障ありません。
国営かんがい排水事業	新川流域 2 期	農林水産省	19,535	115	H26～R9	北陸農政局新川流域農業水利事業所との書面協議により支障のないことを確認済み。 令和 7 年 1 月 15 日 6 陸新第 130 号 内容：事業に及ぼす影響は軽微なものであり、やむを得ないものと思われま。
県営かんがい排水事業 (併せ行う農地防災排水事業)	西蒲原排水 1～4 期	新潟県	16,459	115	S62～R8	新潟地域振興局農林振興部との書面協議により支障のないことを確認済み。 令和 7 年 1 月 17 日新振農第 8032 号
県営地盤沈下対策事業	西蒲原、西蒲原 2 期	新潟県	7,486	115	H13～R4	
県営地盤沈下対策事業	中ノ口川西部 1 期～5 期	新潟県	6,155	115	R1～R35	

3 1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等

・農業体験学習の推進

施設では、地元農家の協力のもと、園児に食育・農業体験を実施している。収穫体験のみではなく、播種から畑の世話、収穫後に調理し試食することで、園児は農業の楽しさ、農作物のおいしさを感じ取り、西区の農業や食に対する理解につながっている。

今回の施設拡張で通園バスを導入することで、農業体験活動にバスを活用し体験圃場への移動における安全性が確保でき、継続的に農業体験を行うことができるようになり、西区の農業の理解促進及び食と農の産業を支える人材育成に寄与することが期待できる。

・意欲ある担い手等の確保・育成

農業就業者の減少・高齢化が進む中で、意欲ある担い手の確保が課題となっている。

施設の周辺は農家集落が多く、当該施設は認定こども園として集落の子育て支援サービスの中心的な役割を担っている。延長保育、一時預かり、乳児保育、障がい児保育といった特別保育も充実しており、仕事と子育てを両立しやすい環境を構築している。

今回の施設拡張により、通園バス利用者の朝晩の送迎負担が軽減し、保護者（就農者）の農作業に従事する時間も確保が可能となる。

さらに、保育サービスが充実することにより、暮らしやすく活気のある農村の形成が期待でき、将来にわたって地域の農業の発展を支える担い手となる人材の確保に寄与する。

4 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の要件の判断

(1) ①農業委員会の意見の要旨（イの要件）

（照会）令和6年12月23日 新西農第644号

（回答）令和6年12月24日 新農委西第198号の2

②農業委員会の意見の振興計画への反映の内容（イの要件）

回答内容には、振興計画へ反映する事項はない。

(2) 住民への意見公告

①縦覧日及び縦覧方法（ロの要件）

【公告日】

令和7年1月29日

【縦覧期間】

自 令和7年1月29日から

至 令和7年2月28日まで

【縦覧場所】

新潟市役所

農林水産部 農林政策課

(新潟市中央区古町通7番町1010番地)

北区役所 産業振興課

(新潟市北区東栄町1丁目1番14号)

江南区役所 産業振興課

(新潟市江南区泉町3丁目4番5号)

秋葉区役所 産業振興課

(新潟市秋葉区程島2009番地)

南区役所 産業振興課

(新潟市南区白根1235番地)

西区役所 農政商工課

(新潟市西区寺尾東3丁目14番41号)

西蒲区役所 産業観光課

(新潟市西蒲区巻甲2690番地1)

②意見の要旨（ロの要件）

公告後記載

③意見の処理結果（ロの要件）

公告後記載

(3) 振興計画との定期的な検証（ハの要件）

①検証の時期

振興計画が定められた年月の翌年月から毎年当該月に実施する。

②検証の方法

振興計画の目標達成に向けて、当該施設が及ぼす効果について、事業者対し食育・農業体験年間実施回数を照会し状況を確認のうえ検証する。

③客観性の確保

検証にあたり、新潟市農業委員会西区部会、新潟かがやき農業協同組合、西蒲原土地改良区に対し意見照会を行う。

④検証結果の公表

関係機関に意見照会した後、検証の結果について市のホームページにより公表を行う。

⑤検証後講ずる措置

検証の結果、振興計画の目標達成に向け、必要に応じ事業者との調整を図る。

⑥検証結果の振興計画への反映

検証の結果、必要に応じ振興計画の変更を行う。

(4) 農用地区域から除外される土地の規模の妥当性（ニの要件）

通園バス1台及び職員用の自家用車12台分の駐車という用途を考慮し、必要最小限の面積であり、妥当な規模である。

(5) ①農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・妥当性（ホの要件）

【必要性】

申出者は新潟市西区で認定こども園（以下「園」という）を経営している。

この度、朝晩送迎する保護者の負担を軽減するため、通園バスを導入する計画がある。

また、園周辺は公共交通機関の便が少なく、園職員のほとんどが自家用車通勤となっているが、既存の駐車場では台数が不足している。

こうした状況から、通園バス及び職員用の駐車場の確保が急務となっている。

【妥当性】

近年、通園バスの園児置き去り事故が多発しており、政府より置き去り防止装置の導入が義務付けられたため、通園バスの駐車については車外警報感知範囲内である必要があることから、園周辺を条件として検討を行った。当該地は両脇が駐車場と住宅であり、一団の農地から分断され、将来的にも優良農地として活用しがたい農地を農業・農村の振興に必要なものとして有効活用するものであり、妥当である。

【規模の妥当性】

通園バス1台及び職員用の自家用車12台分の駐車という用途を考慮し、妥当な規模である。

②農用地区域外の土地をもって代えることが困難な理由（ホの要件）

【非代替性】

位置選定にあたっては、下記の立地条件を考慮し候補地の選定を行った。

ア 令和5年4月より設置が義務化された通園バスの園児置き去り防止装置の車外警報感知範囲内であること。

イ 園までの距離が短く、園児が安全に園へ移動できる場所であること。

ウ 周辺農地の効率的な利用に支障がないこと。

選定条件を満たし地権者の了承を得られた土地は当該地のみであり、農用地区域外の土地をもって代えることは困難と認められる。

(6) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれ（への要件）

- ①地域計画に定める農作物の生産振興や産地形成への支障
当該土地は地域計画の区域内の土地ではない。
- ②地域計画の区域内において農業を担う者等に係る土地の農用地等以外への用途変更
当該土地は地域計画の区域内の土地ではない。
- ③地域計画に定める農用地の利用の集積・集団化に関する目標への支障
当該土地は地域計画の区域内の土地ではない。

(7) (6)のほか、周辺土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響（トの要件）

- ①農用地の集団化への支障
当該地は農用地区域に接しておらず、周辺農用地への集団化への支障はない。
- ②高性能機械による営農に対する支障
農用地区域に接しておらず、農道等の改廃はなく、周辺農地への乗り入れおよび高性能機械による営農への支障はない。
- ③効果的な病害虫防除等に対する支障
当該地周辺では集団防除は行っていないため、病害虫防除等に支障はない。
- ④農業生産基盤整備事業への支障
当該地は、実施中の農業生産基盤整備事業があるが、関係する土地改良施設管理者および新川流域農業水利事業所と協議し、受益地からの除外を報告予定。
- ⑤共同利用施設（又は近代化施設）への支障
当該地周辺には、共同利用施設又は近代化施設がないことから、支障はない。
- ⑥農地流動化施策への支障
当該地周辺では、流動化を促進する事業の施行や計画はない。
- ⑦周辺の営農への支障
農用地区域に接しておらず、周辺営農に支障を及ぼす要因はない。
- ⑧農業振興施策実施者など関係団体等との調整
農業委員会、土地改良区、農協等関係団体の意見を聴取し、農業上の利用に支障が生じないよう調整する。

(8) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に与える影響（チの要件）

- ①認定農業者等の農業経営への支障
申出地には認定農業者の経営地は含まれていないことから影響はない。
- ②認定農業者等の経営地の集団化への支障
申出地には認定農業者の経営地は含まれていないことから影響はない。

(9) 土地改良施設の有する機能に与える影響（リの要件）

- ①施設建設後の土地改良施設の有する機能への支障
駐車場としての利用計画のため、汚水は発生しない。また、舗装を伴わないことから、雨水については地下浸透となるが、特別な排水対策は不要であり、地下浸透で問題ないことを西蒲原土地改良区と調整済みであり、支障を及ぼすおそれはない。
- ②施設建設中の土地改良施設の有する機能への支障
駐車場としての利用計画のため、汚水は発生せず、また、舗装を伴わないことから、雨水は地下浸透となり、特別な排水対策は不要と西蒲原土地改良区と調整済みだが、隣地に影響を及ぼさないよう十分注意する。
- ③土地改良施設管理者、排水審査者など関係団体等との調整
 - ア 西蒲原土地改良区に意見照会
(内容) 事情やむを得ないものと認め別段支障ありません。
 - イ 新潟県新潟地域振興局農林振興部に意見照会
(内容) 農業振興地域整備計画の変更に係る事業調整事務手続きに当たっては、平成 31 年 4 月 1 日付け農計第 5 号新潟県農地計画課長通知により、事業調整を行ってください。

(10) 面的事業の受益地の有無 (ヌの要件)

- ・面的整備事業において、事業完了の翌年度から8年未経過の事業はない。
- ・県営地盤沈下対策事業については、防災事業であることから、8年未経過の土地改良事業には含まれない。

(11) 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内における農地中間管理権の存続期間の有無 (ルの要件)

農地中間管理権が設定されている土地ではないため影響はない。

(12) 施設の建設等に係る事業の開始見込み (ヲの要件)

農振除外後、農地法第5条許可及び都市計画法第29条許可次第、速やかに着工する予定である。

(13) 施設の建設等の事業の施行に関して必要となる行政庁の許可等の処分見込み (ワの要件)

①農地法

新潟市農業委員会西区部会に意見照会

(内容) 農振除外後の農地区分は第1種農地であるが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の2分の1を超えない計画であることから、不許可の例外に該当する。

②都市計画法

新潟市西区建設課に意見照会

(内容) 建築物の建築を伴わない敷地拡張の場合は、質の変更に該当しないため、開発行為に該当いたしません。建築物の建築を伴う場合は、開発行為に該当しますので、西区建設課へ別途協議をお願いします。

③文化財保護法

新潟市文化スポーツ部歴史文化課に意見照会

(内容) 意見照会のありました下記の土地は、いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しておりません。今回の変更に係る文化財保護上の取扱いは不要です。

新潟市西区黒鳥字下天保 5912 番, 115 m²

(14) 土地改良事業等施行者の同意 (カの要件)

土地改良事業名	土地改良事業等施工者
国営かんがい排水事業 新川流域2期 H26～R9	北陸農政局新川流域農業水利事業所の同意 令和7年1月15日 6陸新第130号
県営かんがい排水事業 (併せ行う農地防災排水事業) 西蒲原排水1～4期 H26～R8	新潟地域振興局農林振興部の同意 令和7年1月17日 新振農第8032号

5 施設調書に係る添付書類

(1) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の要件に関する書面等

- ①新潟市農業委員会西区部会の意見 (要件イ・ワ)
- ②新潟かがやき農業協同組合の意見 (要件ト)
- ③西蒲原土地改良区の意見 (要件ト・リ・ヌ)
- ④新潟地域振興局農林振興部の意見 (要件ト・リ・カ)
- ⑤北陸農政局新川流域農業水利事業所の意見 (要件カ)
- ⑥新潟市西区建設課の意見書 (要件ワ)
- ⑦新潟市文化スポーツ部歴史文化課の意見書 (要件ホ)

(2) 添付資料 (図面等)

添付資料① 農用地区域の変更に係る図面 (変更箇所詳細図)

添付資料② 施設の用に供する土地の区域内の配置計画図 (土地利用計画図)、面積規模の算定根拠

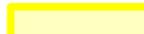
添付資料③ 位置選定経過書、経過図

変更箇所詳細図



変更箇所

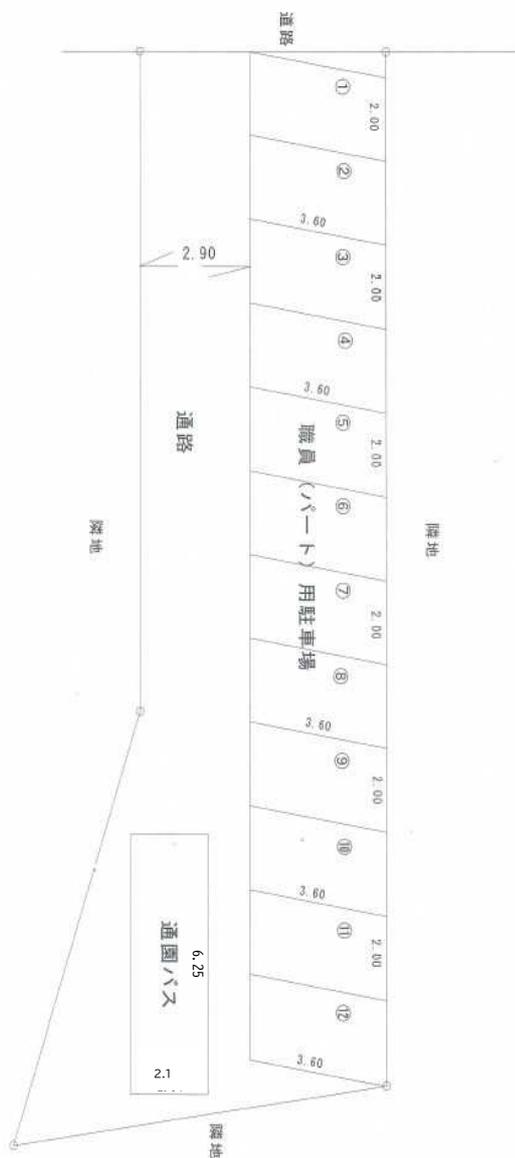
凡例

-  変更箇所
-  農用地区域
-  農用地区域以外
-  農業用施設用地

添付資料②

土地利用図計画図

職員の自家用車を入出庫する際、必要に応じ、通園バスを動かして出入り可能にする。



面積規模の算定根拠

・新たに導入する送迎用通園バス1台及び職員用駐車台数24台の駐車場が必要だが、既存駐車場は職員用12台分のみであり、送迎用通園バス1台分及び職員用12台分が不足しており、不足する駐車場を確保するにあたり、妥当な規模である。

【必要台数】

- ・送迎用通園バス 1台
- ・職員用（最大同時利用時） 24台

【既存駐車場】

- ・こども園前3台+開発予定地隣地（黒鳥5911）駐車場9台=12台

【不足台数】

- ・送迎用通園バス 1台
- ・職員用24台-12台=12台

添付資料③

位置選定経過

くろとりこども園は、朝晩送迎する保護者の負担を軽減するため、新規に通園バスを導入する計画であるが、駐車場がないために確保が必要である。また、くろとりこども園職員の駐車場が既存駐車場では不足しており、隣接する公園駐車場に駐車しているため公園利用者に支障をきたしている。この状況を是正するため、通園バス駐車場と合わせて職員駐車場を設置する。立地条件及び位置選定経過については下記のとおりある。

(1) 立地条件

- ・令和5年4月より設置が義務化された通園バスの園児置き去り防止装置の車外警報感知範囲内であること。

※車外警報感知範囲：くろとりこども園から半径約50m範囲内

通園バスの警報音が聞こえ、緊急時に速やかに対応ができる範囲

- ・園までの距離が短く、園児が安全に園へ移動できる場所であること。
- ・周辺農地の効率的な利用に支障がないこと。

(2) 位置選定経過（位置選定経過図別添）

ア 市街化区域内

- ・市街化区域は園から約1km以上の距離があり、防止装置の車外警報感知範囲を大幅に外れてしまうことから適切な土地はない。

イ 農業振興地域内の農用地区域以外の土地内

- ・当該地域内には既存の農家住宅用敷地及び公園敷地、既存駐車場敷地のみであり、立地条件を満たす適切な土地はない。

ウ 農用地区域内

候補地	候補地概要		選定経過	選定の結果
1	所在	新潟市西区黒鳥 字下天保 5912	道路を挟んで園の正面に位置するため、置き去り防止装置の警報音の範囲内であり、園児の移動距離も最小限となるほか、該当地は農振農用地に隣接しておらず、周辺農地の効率的な営農に支障もないため、選定した。	選定
	地目	畑		
	面積	115 m ²		

位置選定図

